

男鹿市告示第 6 9 号

男鹿市妊婦さん応援給付金支給事務実施要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市妊婦さん応援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付に関して、法及びあきた出産・子育て応援給付金事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付次一 1 秋田県あきた未来創造部長通知。以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 医療機関において、胎児の心拍を確認された女子をいう。
- (2) 妊婦さん応援給付認定 妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その決定を受けたことをいう。（以下「認定」という。）
- (3) 妊婦さん応援給付金 認定後に支給する経済的支援をいい、胎児の数に 1 を加えた数に 5 万円を乗じて得た額をいう。（以下「応援給付金」という。）
- (4) 1 回目給付 応援給付金のうち、認定後支給される 5 万円の給付をいう。
- (5) 2 回目給付 法第 1 0 条の 1 3 第 1 項に基づく胎児の数の届出があった日以後に支払われる応援給付金から 5 万円を控除した額の給付をいう。
- (6) あきた出産・子育て応援給付金 前号で定める 2 回目給付と併せて、県実施要綱の規定により

支給する給付金をいう。

（支給要件等）

第3条 応援給付金の支給対象となる者は、男鹿市の住民基本台帳に登録されている者であって、別表に定めるとおりとする。

2 応援給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1回目給付 妊娠1回につき5万円
- (2) 2回目給付 胎児の数につき5万円
- (3) あきた出産・子育て応援給付金 胎児の数につき2万円

3 妊婦（妊婦であった者を含む。以下同じ。）が死亡したことにより、応援給付金の申請が行われないときは、妊婦の配偶者又は相続人が申請することができるものとする。

（認定の申請及び1回目給付の申請）

第4条 認定の申請は、妊婦さん応援給付認定・1回目給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等公的身分証明書）の写し
- (2) 妊婦であることを明らかにするもの（母子健康手帳、出生届、死産届等）の写し又は医師の診断書

（2回目給付の申請）

第5条 2回目給付の申請は、胎児の数の届出・2回目給付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等公的身分証明書）の写し
- (2) 胎児の数を明らかにするもの（母子健康手帳、出生届、死産届等）の写し又は医師の診断書

（認定の申請並びに1回目給付の申請及び2回目給付の同時申請）

第6条 第4条及び前条の申請を、妊婦さん応援給付認定・1回目給付及び胎児の数の届出・2回目給付申請書兼請求書（様式第3号）により同時に行うことができるものとし、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等公的身分証明書）の写し
- (2) 胎児の数を明らかにするもの（母子健康手帳、出生届、死産届等）の写し又は医師の診断書（認定の決定及び支給の決定等）

第7条 市長は、第4条、第5条及び前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否及び支給の可否を決定し、その結果を妊婦さん応援給付認定通知書兼支払通知書（様式第4号）、妊婦さん応援給付金支払通知書（様式第5号）又は妊婦さん応援給付認定申請却下通知書（様式第6号）による通知を行う。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた者（以下「応援給付認定者」という。）が、胎児の数の届出前に転出等により本市に住所を有しなくなったと判明したときは、妊婦さん応援給付認定取消通知書（様式第7号）による通知を行う。

（支給の方式）

第8条 応援給付金の支給は、申請書に記載された金融機関の口座（原則として、申請者名義の口座とする。）に振り込む方式によって行う。

（申請期限）

第9条 応援給付金の申請は、次の各号の給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに行うものとする。

- (1) 1回目給付 胎児心拍が医療機関等において確認され、妊娠が確定した日から2年となる日
 - (2) 2回目給付 出産予定日の8週間前の日（流産又は死産したときはその日）から2年となる日
- （申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 支給対象者から第9条各号の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書類に不備があった場合において、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者から、市が定めた期限内に補正又は補完が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（支給決定の取消し及び返還）

第11条 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備や指定口座の解約・変更等

による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず補正が行われないこと、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、応援給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（支給履歴等の照会及び回答）

第14条 応援給付金の審査をするため、市長が必要と認めるときは、応援給付金の支給状況及び面談等の実施状況を他市町村へ照会する。また、他市町村から照会があった場合は、同様とする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

給付金区分	支給対象者
1回目給付	次の各号のいずれかに該当する者（他の自治体から出産・子育て応援給付金の出産応援ギフト又は応援給付金1回目給付を受給していない者に限る。） (1) 令和7年4月1日以後に妊娠の届出をした妊婦 (2) 妊娠の届出をせずに、令和7年4月1日以後に出産、流産又は死産をした妊婦であった者 (3) 令和7年4月1日以前に妊娠の届出をした妊婦であって、考慮すべき特別な事情があると市長が認める事由を有し、出産応援ギフトの申請を行っていない者
2回目給付	次の各号のいずれかに該当する者（他の自治体から応援給付金2回目給付を受給していない者に限る。） (1) 令和7年4月1日以後に出産、流産又は死産をした妊婦であった者 (2) 令和7年4月1日以後に出産予定日の8週間前の日を迎える妊婦
あきた出産・子育て応援給付金	次の各号のいずれかに該当する者（秋田県内の他自治体からあきた出産・子育て応援給付金を受給していない者に限る。） (1) 令和7年4月1日以後に出産、流産又は死産をした妊婦であった者 (2) 令和7年4月1日以後に出産予定日の8週間前の日を迎える妊婦